

山 口 県 報

令和7年
11月25日
(火曜日)

名 称 東ソー・ファインケム株式会社第三工場
所 在 地 周南市開成町四九八八番地
三 特定施設に関する事項
(一) 種類 構造及び使用時間間隔等

種類	構造	使用の方法
四六一イ	能 (kg/回)	
二八〇	予定工事着手	
一二、一七	予定工事完成	
一二、一七	予定開始	
一二、一七	間隔時間	一日当たりの使用時間
断続	時間	一日当たりの使用時間
二〇時間	変動なし	季節的変動の概要

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一

第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) 一

保安林の指定(萩市)(森林整備課) 一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課) 二



山口県告示第三百七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第二百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十一月二十五日から同年十二月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社
住 所 周南市開成町四九八八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

(二) 排出される污水等の汚染状態の値及び污水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値		污水等の一日当たりの量 (m³)	
四六一イ	七	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)
八六六	二五四	通常	最大	最大	最大
八五五	二五四	通常	最大	最大	最大
七一	七	通常	最大	最大	最大
八五五	九六	通常	最大	最大	最大
七	二九	通常	最大	最大	最大
二	二九	通常	最大	最大	最大
タ	一〇	通常	最大	最大	最大
二〇	一〇	通常	最大	最大	最大
タ	検出せず	通常	最大	最大	最大
二	一七	通常	最大	最大	最大
二	一七	通常	最大	最大	最大
〇五	〇四	通常	最大	最大	最大
〇五	〇四	通常	最大	最大	最大
一二八七	九〇〇	通常	最大	最大	最大
一三五一	九〇〇	通常	最大	最大	最大

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 污 染 状 態 の 値	排出水の一日当たりの量 (m³)
七一	タ	七	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	
八五五	九六	通常	最大	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	二九	通常	最大	浮遊物質量 (mg/l)	
二	二九	通常	最大	空素 (mg/l)	
タ	一〇	通常	最大	鉱油類 (mg/l)	
二〇	一〇	通常	最大	燐 (mg/l)	
タ	検出せず	通常	最大		
二	一七	通常	最大		
二	一七	通常	最大		
〇五	〇四	通常	最大		
〇五	〇四	通常	最大		
一二八七	九〇〇	通常	最大		
一三五一	九〇〇	通常	最大		

山口県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年十一月二十五日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字土地河内西平一〇五九七の二、字火ノ迫一一〇九五の四、字西中ノ作一一〇四、一一〇五、一一〇七から一一一一まで、字正人原一一一二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。

山口県告示第三百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

令和七年十一月二十五日

山口県知事 村岡嗣政

一 区域の名称

二 日前郷(3)地区
区域の範囲

点一から点十までを順次結んだ線及び点一と点十を結んだ線に囲まれた区域

点の位置

- 点一 北緯三三度五五分一五・〇四〇三秒東経一三三度一七分四七・六三六四秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本東四七二）
- 点二 北緯三三度五五分一五・〇八二三秒東経一三三度一七分四七・二六五四秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一地先）
- 点三 北緯三三度五五分一五・五四七三秒東経一三三度一七分四七・一八九四秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一）
- 点四 北緯三三度五五分一五・八〇六八秒東経一三三度一七分四七・二八五六秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五六）
- 点五 北緯三三度五五分一六・一三四六秒東経一三三度一七分四七・七〇二九秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一）
- 点六 北緯三三度五五分一六・五八九三秒東経一三三度一七分四七・六七五〇秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一）
- 点七 北緯三三度五五分一六・八六〇一秒東経一三三度一七分四七・二七三三秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一）
- 点八 北緯三三度五五分一七・一二三二〇秒東経一三三度一七分四八・四八八六秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一）
- 点九 北緯三三度五五分一七・一四九五秒東経一三三度一七分四八・九二一〇秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本一〇三五五の一）
- 点十 北緯三三度五五分一六・四九一七秒東経一三三度一七分四九・五一〇四秒の点（大島郡周防大島町大字日前字坂本東四七一の一）

山口県告示第三百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県東部地域県立武道館（仮称）機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年十一月二十五日

山口県知事 村岡嗣政

一 県東部地域県立武道館（仮称）機械設備工事
工事場所 岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内

(一) 工事の概要

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造 二階建		九、九〇七・八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年十一月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県の（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し
4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年十二月十一日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十二月二十六日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九二三三一三八三〇）すること。